令和６年度　第１回静岡市国民健康保険運営協議会会議録

１　日時　　令和６年 10 月 15 日（火）午後 7 時 00 分から午後 8 時 00 分まで

２　会場　　静岡市役所静岡庁舎本館３階　第１委員会室

３　出席者

（委員）　被保険者代表　・・・・・・・・・・・・　小泉委員、荒尾委員、大石委員、望月和委員
保険医・保険薬剤師代表　・・　鈴木委員、大蝶委員、田村委員、河西委員
公益代表　・・・・・・・・・・・・・・・・　石上委員、髙木委員、市川委員、長沼委員
被用者保険等保険者代表　・・　田ノ下委員、永井委員

（事務局）　保健福祉長寿局　・・・・・・・・・・　山本保健福祉長寿局長
萩原保健福祉長寿局次長
健康福祉部　・・・・・・・・・・・・・・　山下参与
保険年金管理課　・・・・・・・・・・　望月参与他
健康づくり推進課　・・・・・・・・　川口課長
福祉債権収納対策課　・・・・・・　内野課長
葵区役所保険年金課　・・・・・・　髙須課長
駿河区役所保険年金課　・・・・　坂田課長
清水区役所保険年金課　・・・・　小倉課長

４　欠席者

（委員）　なし

５　傍聴者　　５名

６　議事　　（１）諮問
（２）静岡市国保の状況について
（３）静岡県国民健康保険運営方針について

７　会議内容

（１）開会
（２）保健福祉長寿局長挨拶
（３）会長及び会長職務代理者の選任
事務局提案への委員の賛成により、会長に石上委員、会長職務代理に長沼委員が就任
（４）議事

議長　　それでは、議事に入ります。「諮問」について、事務局からお願いします。

事務局　　恐れ入ります。準備がありますので、少々おまちください。

―　委員及び傍聴者に諮問書コピーを配布　―

事務局　　準備が整いましたので、保健福祉長寿局長から、市長からの諮問書を交付します。

局長　　静岡市国民健康保険運営協議会　会長様　静岡市長　難波　喬司

静岡市国民健康保険運営協議会規則第４条第２号に基づき、下記のとおり諮問します。

国民健康保険制度は、平成 30 年度に都道府県単位化がなされ、都道府県が財政運営の責任主体となりました。平成 30 年度の国保改革について、国は、現在に至るまでおおむね順調に実施されているとしつつ、法定外繰入等の着実な解消、保険料水準の統一に向けた取組、医療費適正化、人生 100 年時代を見据えた予防・健康づくり事業の推進など、都道府県単位化の更なる深化が求められています。このような中、今年３月に静岡県国民健康保険運営方針が改定されましたが、保険料水準の統一に向けた取組を一段と加速化させる内容となっています。当市においても、これを踏まえて令和７年度の本市国民健康保険料率を適正に設定することが必要です。

そこで、令和７年度国民健康保険料率の設定について諮問します。

議長　　ただいま、国民健康保険運営協議会を代表して、静岡市長から諮問を受けました。

諮問事項については、当協議会で慎重な審議を行い、その結果を答申します。

答申までの流れについて、事務局から説明してください。

保険年金管理課長　　資料１－１「答申書完成までのスケジュール」を御覧ください。

今年度の運営協議会は、御覧のとおりのスケジュールで、４回の開催を予定しています。皆様、御予定のほど、よろしくお願いします。

次に、答申書のイメージですが、資料１－２として昨年度の答申書を見本として付けさせていただきましたので、大体このような答申書が出来上がってくるとイメージしていただければと思います。

議事（１）の説明は以上です。

議長　　続いて、議事（２）「静岡市国保の状況について」、事務局から説明をお願いします。

保険年金管理課長　　議事（２）「静岡市国保の状況について」、資料２に基づいて説明します。

１ページを御覧ください。

被保険者数の推移ですが、平成 30 年度から令和６年度にかけての被保険者数をグラフに表しています。御覧のとおり、平成 30 年度には 15 万 4,000 人ほどいた被保険者が、令和６年度には 12 万 2,000 人ほどとなっています。後期高齢者医療制度への移行者数の増大などの影響により、被保険者数は年々減少しています。

参考になりますが、令和６年８月末時点の静岡市の後期高齢者医療制度の被保険者数は 12 万人を超えたと聞いています。今年度末には、国保の被保険者数と後期の被保険者数が逆転すると見込んでいます。

続いて、２ページを御覧ください。

１人当たりの医療費の推移です。

医療の高度化や高齢化に伴う医療機会の増加等により、１人当たりの医療費は増加しています。令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えにより減少しましたが、３年度以

降は増加傾向にあります。これまでの増加傾向に戻りました。

続いて、３ページを御覧ください。

１人当たりの保険料の推移です。

グラフの下に緑の矢印で、保険料率の改定の動きを掲載しています。平成 30 年度以降ですと、令和２年度及び今年度に保険料率を上げたため、グラフでも上昇しています。６年度は現在進行形ですので、当初賦課時点の調定額ベースとなっています。年度によって保険料調定額や被保険者数が違うため、保険料率は据え置きでも、１人当たりの保険料の金額に違いがあります。

続いて、４ページを御覧ください。

上のグラフが所得段階別の世帯数、下のグラフが年齢別の被保険者数となっていますが、どちらも構成割合は例年と同様です。低所得者の加入者が多いこと、被保険者の年齢構成が高いといった全国的な傾向は、本市の国民健康保険においても同様です。

続いて、５ページを御覧ください。

年度末基金保有額の推移です。

グラフのとおり、平成 30 年度には 61 億円ほどあった基金ですが、令和元年度に 18 億円、２年度に８億 7,000 万円余と、国保財政の健全な運営のため基金を計画的に活用しています。５年度末の基金残高は 34 億円ほどとなっていますが、６年度は９億 5,000 万円ほど取り崩し、24 億 8,000 万円ほどの残になると見込んだグラフです。

続いて、６ページを御覧ください。

令和５年度国保事業会計の収支です。

７ページのグラフと併せて御覧ください。

まず、左側が歳入です。金額の大きいものとしては、国民健康保険料、県支出金、これは保険給付費や保険者努力支援制度の加点などにより交付されるもので、全体の約 70%を占めています。そして、一般会計繰入金、これは一般会計を通してですが、低所得者の保険料軽減措置分の公費補填や、低所得者が多いことに対する財政基盤への支援金です。歳入合計は 664 億円ほどです。

続いて、右側が歳出です。金額の大きいものとしては、保険給付費で、全体の約 70%を占めています。そして、県に納める事業費納付金です。歳出合計は 656 億円ほどです。

歳入合計から歳出合計を引いたもの、６ページの表でいうと水色の部分③－④は、８億円ほどの黒字となっています。これを実質収支といいます。

しかし、これは収入でいうと、前年度からの繰越金 13 億円ほどと、支出でいうと、基金積立金、これは利息の積み立てですが 54 万円、これらを含んだものです。それらを除いた、表でいうとピンク色の部分①－②は、マイナス５億円となっています。これを実質単年度収支といいますが、令和５年度の１年間で見ると、５億円ほどの赤字ということです。

議事（２）の説明は以上です。

議長　　それでは、これより質疑に入ります。ただいまの議事２の説明について、質問はありますか。

市川委員　　お聞きしたいと思います。

４ページですが、上のグラフで見ると、所得段階別の世帯数ということですが、200 万円までの世帯数が、両方合わせると 70%近くあるということですよね。ですから、収入の少ない方が大変多く加入されているという保険の構成になっていると思います。

また、その下のグラフを見ると、65 歳以上の高齢者が 46%ぐらいですか、全体の構成比率になっていますが、こうした高齢者と収入の少ない方が加入されているという保険の特徴ということで

確認してよろしいですか。

保険年金管理課長　所得段階別の世帯数、また、年齢別の被保険者数の表を見ていただいて、委員おっしゃったとおりの構成になっています。そういった加入者の現状であるということで御理解いただきたいと思います。

市川委員　はい、わかりました。

それで、昨年のこの答申書、参考にいただいた資料１－２ですが、こちらでも値上げが相当だということで、平均2,000円ほどの値上げということで昨年は答申がされたということですが、これについて加入者の意見はどのような意見があるのか。昨年2,000円ほど保険料が上がっているということですが、これに対して市民の意見等はお聞きになっていますか。その辺をお聞きしたいと思います。

保険年金管理課長　保険料を結果的に令和６年度は、１人当たり2,000円引き上げるといった答申をいただきました。これに基づいて保険料率の改定を行いました。これに対して、特に区役所の窓口では、やはり保険料の引き上げに対して、厳しい意見をいただいたということは保険年金管理課としても伺っています。

以上です。

市川委員　はい、お答えありがとうございました。

なかなか厳しい意見も来ているということで、今年は更に慎重な協議をする必要があるかと、私は今感じたところです。

そこで、１つお伺いしたいのですが、静岡市を含む政令市長会などが、国に対して１兆円のお金を国保に入れてほしいという要望を出しているところがありますが、その要望の内容について説明をお願いします。

保険年金管理課長　ただいまの御質問の、政令市の市長会や国保の主管課長会議などの場を通じて、国民健康保険、どこの市町でもそうですが、やはり低所得者が多い、高齢者が多いといった構造的な問題を抱えている。公費負担をぜひお願いしたい。そういった場で今年度もですが、これまでもずっと訴え続けてきましたので、今後についてもそういった要望をしていきたいと考えています。

以上です。

市川委員　この１兆円の公費負担が実現するように、ぜひ頑張っていただきたいのですが、仮にその１兆円の特別資金が仮に実現したとした場合に、６ページにある収入の欄で見ると、１から10までの経常収入がありますが、どこにそれがはまってくるのか。僕もわからないので、お聞きしたいのですが、静岡市に対して割り振られる額があると思いますが、その割り振られた額はどの欄に加わってくるものなのでしょうか。そこをお伺いしたいと思います。また、それは幾らぐらいになるのかをお聞きしたいのですが。

議長　当局答えられますか。

保険年金管理課長　一部の答えでしかないですが、お答えします。

まず、収入の欄のどの勘定科目に収入されるかは、一般会計を通じて入ってくるようなお金であれば、一般会計繰入金のところに計上されるかと考えていますが、ただその後の幾らぐらいというのは内容的によくわからなかったものですから、もう一度御質問いただければと思います。

市川委員　質問が下手で申し訳ないですが、仮に１兆円といっても全国ベースですよね。ですから、静岡市にその中から配布される金額はどれぐらいになるかは、皆目わからないと思いますが、仮にそういうのが一般会計繰入金に充当されるとした場合に、昨年は2,000円上げましたが、これから上げていく費用が抑えられる程度、繰入が可能かどうか。そういう点で、国に要望を強めていただきたいという願望もありますから、そこをお聞きしたかったです。

保険年金管理課長　金額が幾らぐらいかこの場で答えられませんが、例えば、人口やいろいろな割合によっても違ってきますから、いくら静岡市に入ってくるかはお答えできません。もう１つ努力者支援制度があり、保険者の努力でいろいろな保険料の軽減になるような取組をしていると、保険者に対して交付金が入る制度もありますが、それについては６番の県支出金に入ってくると思いますが、これについてもどれぐらいの加点がされるかによって金額も変わってきますから、こういった説明で申し訳ないですが回答になります。

以上です。

議長　よろしいですか。

市川委員　わかりました。仮定の話ですから、難しいということは理解できます。

しかし、仮にそういったのが実現できることになれば、個人の負担する保険料を抑えることは相当可能だと思いましたので、ぜひその点では頑張ってやっていただきたいと思いますが、仮にこれだけのお金が来たならば、例えば、１億円が静岡市に配布されたということになれば、これぐらいになるという試算はできますか。そこだけお伺いしておいて。もし、そういう試算ができれば、１億とか２億の配布がされたという仮定で試算ができれば、次の議会にこれぐらいになるというのを示していただけると嬉しいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

保険年金管理課長　御質問の意味がよくわからなくて、１兆円とかのお金が仮に国からいただいたならば、それで試算できるのか、その保険料がこれぐらいとかそういった試算ができないかといった内容の質問ですか。

市川委員　はい。そうです。

仮の話で申し訳ないですが、どれぐらい数字が変わってくるものかということを。例えば、ここでいう経常収入の①－経常支出の②、今年度実質単年度収支がありますが、どれぐらい差が縮まるのか、差が少なくなっていくのか、そこが知りたかったものですから。仮の数字を当てはめて試算することはできないでしょうかという質問です。もし、それが難しいということならば結構ですが、仮に数字を置いた場合ならできるということならば、ぜひ知らせていただきたいと思います。

議長　市川さん、１兆円くれるかどうかわからない話だし、仮にもし１億円をこの中にどこかから投入できるならという仮定の話をしていたら、当局はそういう話が、例えば５億くれたらどうだとか10億くれたらどうだとか、いくらにでも膨らんでいく話になると思いますが。

今我々がやろうとしているのは、現状の中で我々はどのように答申をしたらいいのだろうかということだと思います。仮の話をあまりされても、当局は答えられるのかね。答えられるなら答えてもらえばいいけど。

保険年金管理課長　答えられないです。仮定の話では。

市川委員　申し訳なかったです。質問が悪かったですね。

①－②を、今マイナスですが、これを０にするためにはいくら必要かをお聞きしたかったです。

これが０になるためには、国費がどれぐらいあれば足りるのかをお聞きしたかったものですから、申し訳ないです。それももし計算できないというならば、お答えください。

議長　それ先ほどの質問とちょっと違うじゃないですか。①－②の足りない部分をいくら入れたら、これが０になるかってことでしょ。それは、ここに１億入れば出るということになるしかないと思いますよ。だから、それを我々がやろうとしているのは、出るお金をできるだけ抑えることもしましょう。同時に入るお金も増やさないとやっていけないよ。「入を量り出ずるを制す」ということしかないと思いますが。

お答えできるところありますか。

保険年金管理課長　答えになっているかどうかわかりませんが、６ページの表でいくと、①と②のところ、支出の合計が 656 億 2,300 万ほどになっていますので、歳入①もこの数字に近くなれば、いわゆる単年度赤字がなくなると、縮まると、そういった形で御理解いただきたいですが。

市川委員　はい、わかりました。

私の質問もここのところが０になるのはどれぐらいかということでしたが、いろいろな要素があるので難しいという話でしたので、質問は保留して、なしということで、なしといいますか、今の質問の答えをいただくことはなしで結構ですので、今の①－②の差額が国から充当されれば０になることがわかりましたので結構です。ありがとうございました。

議長　はい、他に質問はありますか。もしないようでしたら、続いて議事３「報告事項」に移らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

保険年金管理課長　議事（３）「報告事項　静岡県国民健康保険運営方針について」、資料３に沿って説明します。

１ページを御覧ください。

初めに、静岡県における国保運営に当たっての連携体制について、改めてお話させていただきます。図の左側に県、右側に市があり、間には県と市町の連携の場として設置されている、国保運営方針連携会議があります。この連携会議では、国保の安定的な財政運営、国保事業の運営の広域化・効率化の推進、運営方針の作成及び変更についての審議を行っており、市町国保担当課の課長、国保連合会、県国保課の課長が構成員となっています。連携会議での審議に際しては、図にあるとおり、県と市町はそれぞれ運営協議会からの答申や意見も参考としています。

続いて、２ページを御覧ください。

今回改訂された、静岡県国保運営方針に記載されている基本的事項を記載しています。

国保運営方針とは、「県が市町とともに行う、国民健康保険の安定的な財政運営並びに国保事業

の広域化及び効率化の推進を図るために、県が策定する国保事業の運営に関する方針」であり、国民健康保険法第 82 条の２に基づくものです。そして、これまで運営方針の対象期間について特段の定めはありませんでしたが、国民健康保険法で新たに規定され、令和６年４月１日から令和 12 年３月 31 日までの６年間を対象期間としています。また、３年をめどに中間見直しを行うこととなっています。国は今回の改定について、保険料水準の統一に向けた取組を、一段と加速化させるための期間と位置付けており、本県としてもこれを目指した改定内容となっています。

続いて３ページを御覧ください。

今回の改定でのポイントとなる「保険料の標準的な算定方法と保険料水準の統一」についてです。

まず、「納付金及び標準保険料率の算定方法」として、令和７年度納付金から医療費指数反映係数であるαの値を段階的に引き下げ、令和 11 年度納付金から各市町の医療費水準を反映しない「α＝０」を目指すとされています。現在、静岡県では、各市町の医療費水準を全て反映させる「α＝１」と設定しています。つまり、これは医療費水準が高い市町はその分納付金が高く、医療費水準が低い市町はその分納付金が低くなっていますが、「α＝０」となると医療費による差はなくなり、「納付金ベースの統一」が達成されます。また、県と市町の連携会議において、令和７年度納付金からαの値を毎年 0.2 ずつ引き下げ、運営方針の適用期間内の５年間で「α＝０」にするとの、具体的な計画案が提示されています。加えて、他県や国の加速化プランを参考に、納付金負担が増加する市町に対し、県繰入金特別交付金の配分を調整する等といった財政支援案について検討しているところです。

続いて、４ページを御覧ください。

「保険料水準の統一についての考え方」ですが、先ほども申し上げたように、令和６年度からは保険料水準の統一に向けた取組を、一段と加速化させるための期間と国が位置づけていることから、統一の第一段階として、令和 12 年度の「納付金ベースの統一」を目標とするとあります。これは、先ほどの令和 11 年度納付金から「α＝０」とするという目標と合致しています。そして、統一の第二段階として、「標準保険料率の統一（一本化）」を経て、最終段階の「完全統一」を目指すということが初めて明記されました。ここでいう「完全統一」とは、同一都道府県内において、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とするということを意味します。また、「完全統一」の目標年度の設定については、「標準保険料率の統一（一本化）」の目標年度の設定も踏まえ検討するとされていますが、下の図のとおり今年６月に国が策定した「保険料水準統一加速化プラン」によれば、次期国保運営方針期間である令和 12 年度から令和 17 年度の中間年度に当たる令和 15 年度までに「完全統一」への移行を目指し、遅くとも令和 17 年度までの移行を目標とすることが明記されています。これらについて、今後、今期運営方針の中間見直しまでに目標年度の意思決定ができるよう、県と市町で協議していくことになります。

議事（３）の説明は以上です。

議長　　それでは、これより質疑に入ります。ただいまの議事３の説明について、質問はありますか。

荒尾委員　　前の運営状況とかぶると思いますが、質問というか意見ですが、一昨年からこの委員に参加して、改めてすごく財政事情が厳しいというのがよくわかりました。先人が残してくれた国民健康保険制度の持続可能ということで、昨年の答申の要望事項の中にも持続可能というような文言が入っていますし、いろいろな書物を読んでもそういう言葉が入っているわけです。それで、令和 12 年度ですか、保険料率の統一とか内部でいろいろ悩ましい状況ですが、令和 12 年という近い将来ではなく、20 年 30 年した場合に、自分の不安ですが、国保制度は破綻するような試算を、市独自で考え

ているかどうかというようなことありますか。
　どう考えても、すごく医療費は伸びてくる、高齢者が増えていくとすると、いろいろ公費・税金の投入という要望もありますが、国の財政自体たやすく増やしてくれるとは思わないとすると、こういう近い将来でなくもっと長期に見据えて、静岡市独自でそういう危機的な状況に対して何か試算をしているということがありますか。

保険年金管理課長　静岡市独自で、試算をしているものはありません。
　以上です。

荒尾委員　いろいろな問題がそうですが、目の前に来て本当にどうにもならなくなって、対策をとっているような状況になっていると思います。そうすると、この制度自体は私もいい制度だとありがたく思っていますが、現実をちゃんと見て、私達医療を使う側と医療を提供してくれる側、行政がそれぞれ現実はこうだというのをきちんと洗いざらい出して、なかなか行政も市民に嫌なことを言うのは嫌かもしれませんが、早い時期からみんなでそれぞれのところが主体的に考えるような方向に持っていかないと、どう考えても行き詰まると思いますね。これ私の意見です。だから、ぜひ各部署が、自分も含めてですが、真剣に破綻しない何十年も前からそういうことをしていく必要があると思いますので、よろしくお願いします。

議長　破綻しないために、どうしようというのを我々は今、一生懸命考えているわけですので、その辺は御理解ください。

荒尾委員　すごく不安になったので。

議長　他に意見、質問はありますか。

鈴木委員　私も今回初めて参加したので、確認したいのですが、今の説明にあった納付金ベースの統一というのは、「国保の保険料を統一する」とイコールと考えてよろしいですか。言葉が違うものですから。

保険年金管理課長　納付金ベースの統一というのは、県から示される納付金を納めるために、国保の被保険者の方に保険料を払っていただくという考え方ですので、納付金ベースの統一というのは、医療費水準のようなものを、各市町で差をつけるのではなく、徐々に段階的に統一して、市町の医療費ベースの差はなくすといった話です。

鈴木委員　納付金というのは、その前の議題であった、国民健康保険料を１人当たりの額を統一するということではなくて、ということでよろしいですか。経常収入として挙げられていた部分の最終的な頭割りというか、その額に統一するということですか。もちろん、人数ごとで納付金は自治体ごとで違ってくると思いますが。

保険年金管理課長　納付金ベースの統一というのは、各市町で納める納付金に医療費水準の差があるから、それをなくしていこうということで、まずそれが第１段階で、最終的には県内市町どこに住んでいたとしても、同じ所得水準、同じ家族構成であれば、納める保険料は同じだと、それが最終的な完全統一と

なり、そこを最終的には目指していくという考え方でいます。

鈴木委員　　もう少し勉強します。よくわかりました。完全統一のところの話を私はしていたということですね。そういうことですね。わかりました。

そうすると、静岡市の国保は、静岡県内の他の市町の国保の保険料と比べると、それでも安い方だと伺っていますが、そこは間違いないですかね。今後上がっていきますよね、統一された時点では。

保険年金管理課長　　静岡市の国保の保険料が県内市町でどれぐらいかということですか。大体真ん中ぐらいの位置にいます。

鈴木委員　　そうですね。ですから多分、人数割とかになってくると、これからは基本的には保険料率上げていかないと多分成り立たないという前提のもとで、この会議を進んでいくという認識でよろしいですか。

保険年金管理課長　　そういうことです。

鈴木委員　　はい、わかりました。ありがとうございます。

議長　　他に質問はありますか。

他にはないようですので、本日の議事はこれで全て終了ですが、これからの進行については事務局へお返ししますのでよろしくお願いします。

事務局　　石上会長どうもありがとうございました。皆様どうもありがとうございました。

これで、令和６年度第１回静岡市国民健康保険運営協議会を終了します。

なお、次回の協議会は 11 月 13 日です。また御案内しますので、どうぞよろしくお願いします。

本日は誠にどうもありがとうございました。

事務連絡ですが、本日市役所を出るときに、時間外になりますから、警備員室前に名簿があります。入る時間も書いていただいたとおり、帰りの時間の記入もぜひお願いします。

本日はどうもありがとうございました。